

介護老人保健施設恵風苑 訪問リハビリテーション利用契約書

(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

____様(以下「利用者」)と社会福祉法人恵風会(以下「事業者」)は、事業者が利用者に対して行う指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)について、各々対等な立場でその内容を確認し、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

介護保険に関する法令の趣旨および契約書に従い、通院が困難な利用者の居宅において、事業者が利用者に必要な指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)事業(以下「訪問リハビリ」)を提供し、利用者や家族等は、事業者に対しそのサービスの対価として料金を支払うことを明記するものです。

第2条(事業者の運営方針)

事業者は利用者が居宅において、その有する能力に応じて、できるかぎり自立した生活を営むことが出来るよう、医師の指示、居宅サービス計画および訪問リハビリテーション計画に基づき、理学療法・作業療法・言語聴覚療法等、必要なりハビリテーションを提供します。また、事業の実施に当たり、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と密に連携を図ります。

第3条(契約期間)

- 1.この契約の有効期間は、____年 月 日から利用者の要介護(要支援)認定の有効期間が満了する日までとします。
- 2.この契約期間の満了する日の7日前までに、利用者や家族等から契約終了の申し出がない場合は、この契約は次の要介護(要支援)認定の有効期間が満了する日まで自動的に更新されるものとします。

第4条(提供するサービスの内容と記録作成)

1. 事業者は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士を利用者の居宅に派遣し、下記に定めた内容のサービスを提供します。
 - 健康チェック(病状観察、血圧測定等)
 - 医師の指示に基づくりハビリテーション
 - 日常生活の指導、住環境整備に関する相談の対応等
2. 事業者は、利用者の提供したサービス等に関する記録を作成します。また、この契約の終了から5年間、記録を保存します。
3. 事業者は、利用者が第2項の記録閲覧および謄写、複写物の交付(以下「記録閲覧等」)を求めたとき、原則としてこれに応じます。

第5条(訪問リハビリテーション計画)

1. 事業者は、具体的なサービス提供に際して、利用者や家族等の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、医師の指示、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って、訪問リハビリテーション計画書(以下「訪問リハ計画書」)を作成します。
2. 事業者は訪問リハ計画書を作成した際には、利用者や家族等に説明し、同意を得ます。
3. 事業者は訪問リハ計画書を作成した際には、利用者や家族等に交付します。
4. 訪問リハ計画書は、定期的に見直し・変更を実施します。加えて、利用者の状況変化等により事業者が訪問リハ計画書の変更が必要と判断した場合、または、利用者や家族等が変更を希望した場合、双方の合意をもって訪問リハ計画書の変更を実施します。
5. サービスにおける医師の指示は原則、事業者に所属する医師が実施します。利用者を直接に診療することができない場合、定期的を受診や往診を実施するかかりつけの医師から診療情報提供を受け、事業者に所属する医師がリハビリテーションの指示を実施します。

第6条(協議義務)

利用者や家族等は、事業者がサービスを提供するにあたり、可能な範囲で事業者にご協力を

お願いします。

第7条(料金および支払方法、料金の変更)

1. 事業者が提供する訪問リハビリのサービス利用料およびその他の費用は、(別紙1) 利用料金表に記載されているとおりです。
2. 利用者や家族等は、事業者から提供されたサービスの対価として、第1項をもとに計算された利用者負担金額を月ごとに事業者に支払います。
3. 事業者は、訪問リハビリのサービスのうち、介護保険の適用外のものがある場合、そのサービスの内容および利用料金を説明し、利用者や家族等に同意を得ます。
4. 事業者は、第2項の利用者負担金の変更(増額または減額)を行う場合、利用者や家族等に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。
5. 事業者は、第4項に定める利用料金の変更を行う場合、新たな料金に基づいた(別紙1) 利用料金表を添付した、新たな利用契約書を事業者・利用者や家族等で交わします。

第8条(契約の終了)

次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が自立(非該当)と認定された場合。
 - ・この契約の有効期間が満了する日に契約終了とします。
 - ・自立(非該当)の認定が直前の要介護(要支援)認定にかかるこの契約の有効期間の満了の日の後に行われた場合、自立(非該当)と認定された日とします。
- (2) 利用者が介護保険施設へ入所、または長期の入院等、サービスの提供が継続できなくなった場合。

第9条(利用者の解約権)

1. 利用者は、事業者に対して、この契約の解約を希望する日の7日前までに申し入れることにより、利用者が希望する日をもって契約を解約することができます。
2. 利用者の家族等も第1項と同様の解約権を持ちます。ただし、利用者の利益に反する場合、この限りではありません。
3. 利用者や家族等は、1項の規定にかかわらず、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
4. 利用者や家族等は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合。
 - (2) 事業者が第12条に定める守秘義務に反した場合。
 - (3) 事業者が利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

第10条(事業者の解約権)

1. 事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、利用者に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は利用者の居宅介護支援事業者に対し、情報を提供します。
 - (1) 事業規模の縮小、事業の休廃止。
 - (2) 災害等のやむを得ない理由により、サービスの提供が困難になった場合。
 - (3) 利用者が遠方へ引越するなど、やむを得ない事情により自らサービスの提供が困難になった場合。
2. 事業者は、利用者や家族等が、利用料の支払い遅延など、故意に法令違反やその他、著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにもかかわらず改善せず、この契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもって契約を解約することができます。

第11条(重要事項説明書)

この契約に際し、事業者は利用者や家族等に対して、あらかじめサービスの提供に関する重要な事項を書面にて説明するものとします。また、その書面の内容は、この契約に規定されている内容を補完するものとします。

第12条(契約終了時の援助)

契約を解除又は終了する場合、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報提供を実施します。また、その他の保健・医療・福祉サービス提供者等と連携し、利用者や家族等に対して必要な援助を行います。

第13条(秘密保持と個人情報の保護)

1. 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た、利用者や家族等に関する秘密について、利用者や家族等または第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がない限り第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。これは事業者が使用する者(以下「従業者」)も守秘義務を遵守します。

2. 従業者が異動または退職後も第1項を遵守するよう、雇用契約時に定めています。

3. 第1項の規定にかかわらず、事業者は別紙2「個人情報使用同意書」に定める事項に基づき、利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

4. 利用者と同様に家族等の個人情報を用いる場合、あらかじめ文書により同意を得ます。

第14条(緊急時の対応)

事業者は、サービスを提供しているときに、利用者に容態の急変が生じた場合、速やかに主治医または家族等に連絡を取り、必要な措置を講じます。

第15条(事故発生時の対応)

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等、利用者に関係する居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等、必要な措置を講じるものとします。

第16条(風水害等の発生時の対応)

(1)風水害等によるサービスの提供中止・開始時間の延期については下記が想定される時に検討を行います

<中止の判断>

- ・サービス提供地域に大雨特別警報が発令中(予測される時)
- ・河川に氾濫危険情報が発令中(予測される時)
- ・大雨・洪水・土砂警報が3つ同時に発令中(予測される時)
- ・上記以外でサービス提供場に向かう際に身の危険を感じるような天候状況
- ・周辺地域の学校の休校等(職員の確保が困難)
- ・大規模停電により信号機が作動をしていない時

<開始の遅延>

- ・天候状況回復により、提供が可能と判断をされた時

(2)利用者や家族等への連絡

- ・前日まで(事前予測が可能な場合)

前日までに明らかに翌日の営業の中止・開始時間の延期の可能性がある時は事業者より「電話」にてお知らせいたします。

※前日は可能性の事前のご連絡です。最終決定は当日の電話連絡となります。

- ・当日

風水害時の当日のサービスの中止・開始の延期については、サービス提供時間前に従業者より直接、電話連絡をします。

第17条(保証人)

1. 保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

2. 第1項の保証人の負担は、極度額50万円を限度とします。
3. 保証人の請求があったときは、事業者は、保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

第18条(損害賠償)

1. 事業者は、サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者や家族等に故意又は過失が認められる場合、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償責任を速やかに履行します。
3. 事業者は、事故の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各項目に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ②契約者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - ③契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - ④契約者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第19条(連携)

事業者は、訪問リハビリのサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第20条(相談・苦情の対応)

1. 事業者は、利用者や家族等からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供したサービスに関する要望・苦情等に対し、迅速かつ誠実に対応します。
2. 事業者は、利用者や家族等が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
3. 利用者や家族等は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。(連絡先は重要事項説明書を参照)。

第21条(本契約に定めない事項)

1. 事業者および利用者や家族等は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第22条(裁判管轄)

本契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続きを含む)は、利用者の住所地を管理する岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

訪問リハビリテーション 重要事項説明書

社会福祉法人恵風会 介護老人保健施設恵風苑

当事業所は、利用者に対して指定訪問リハビリテーションを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通りご説明いたします。

1. 事業者

- (1) 事業者名称 社会福祉法人 恵風会
- (2) 所在地 岡山市中区今谷770-1
- (3) 連絡先 電話 086-277-2706
FAX 086-277-2716
- (4) 代表者氏名 理事長 宮本 宣義
- (5) 設立年月 1981年(昭和56年)6月8日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名称 介護老人保健施設 恵風苑
- (2) 所在地 岡山市中区今在家304-6
- (3) 連絡先 電話 086-275-8008
FAX 086-275-0880
- (4) 施設長(管理者) 織田 道広
- (5) 事業所の種類 介護老人保健施設
指定事業所番号 3350180018

(6) 事業の目的

社会福祉法人恵風会介護老人保健施設恵風苑(以下「事業所」)が行う訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」)は、介護保険法の趣旨に従い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「理学療法士等」)が要介護または要支援状態にある者(以下「利用者」)で医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた通院が困難なものに対し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持回復、生活の質の維持改善を目指し、理学療法士等が適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

(7) 運営の方針

1. 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持または向上を目指し、利用者の居宅において理学療法士等が理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、心身の機能の維持回復を図ります。
2. 理学療法士等は、上記内容に加え、利用者やその家族等の生活の質を維持または改善することができるよう、理学療法士等の専門的な立場から指導・助言を行います。
3. 事業所は、地域包括ケアシステムの一翼を担うよう、地域の保健・医療・福祉サービスの提供者、および関係する市区町村と連携し、利用者が住み慣れた地域で自分らしい生活が最後まで続けることができるよう、相互協力に努めます。
4. 事業所は、利用者へ安心できる訪問リハビリテーションを提供するため、理学療法

士等の心身の健康維持に努め、定期的な健康診断等の必要な対応や就業環境の整備等に努めます。

5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、従業員に対し、計画的に研修等を実施します
6. 利用者や家族等に対して、訪問リハビリテーションの提供にあたり必要な事項について、理解しやすいよう必要十分に説明を実施し、利用者や家族等に同意を得ます。
7. 利用者や家族等の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインを基本に、事業所が得た利用者や家族等の個人情報は、事業所の訪問リハビリテーションの提供に必要な最小限の利用を原則とします。事業所外への情報提供については、利用者や家族等の同意を得ます。

3. 事業実施地域および営業時間

- (1) 通常の事業実施地域 岡山市(旧瀬戸町、旧御津町、旧建部町、旧灘崎町を除く。)
- (2) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日(祝日、8月13～15日、12月30日～1月3日を除く)
営業時間	9時00分～17時00分

4. 職員配置

当事業所では、ご利用者に対して訪問リハビリテーションを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(1) 配置人数

- (i) 管理者 1名
- (ii) 従業者 ・医師 1名
・作業療法士、理学療法士、言語聴覚士 1名以上

(2) 職務内容

- (a) 管理者
 - ・従業者の管理、業務の実施状況の把握など事業の包括的な管理。
- (b) 従業者
 - (i) 医師
 - ・理学療法士等に対する、訪問リハビリテーションに関する指示。
 - ・利用者等へのリハビリテーション計画の説明。
 - ・外部医療機関との情報連携。
 - (ii) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
 - ・リハビリテーション実施や指導。
 - ・サービス提供後の記録(カルテ)作成。報告書の作成。
 - ・定期評価と訪問リハビリテーション計画書の作成及び提供内容の説明。
 - ・利用者や家族等からの質問、相談への対応。
 - ・サービス担当者会議等、関連する介護事業所や医療機関との情報共有。

(3) 対応可能人数 若干名。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービスの内容

種類	内容
訪問	主に生活する在宅環境まで訪問します。
個別訓練	利用者の心身機能の維持回復・生活の質の維持改善を図るための、必要なリハビリテーションの実施。
相談対応	利用者や家族等のリハビリテーションに関する相談対応。

(2) 禁止行為

サービスの提供にあたり、次の行為を行いません。

- ① 利用者の居宅での飲酒、喫煙。
- ② 利用者または家族等の金銭・預貯金通帳・証書や書類などの預かり
- ③ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為。

(利用者または第三者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く)

③利用者または家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

(3)お断りしている行為

サービスの提供にあたり、利用者や家族等の負担にならないよう、利用者や家族等からの金銭・物品・飲食の授受を原則、お断りしています。

(4)利用料金

- ・(別紙1)利用料金表をもとに計算し、利用月ごとの合計金額をお支払いいただきます。
- ・交通費
当事業所の通常の事業実施地域内のサービス実施について、交通料は無料です。
- ・その他の費用
リハビリテーションを提供するため、利用者のお宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者や家族等の負担となります。

(5)利用料金の支払いについて

- ・利用料金は、国の定める介護保険の介護報酬の額をもとに計算され、各保険により定められた負担割合分が、利用料金(自己負担額)となります。利用料金のお支払いは原則、口座振替となります。振替可能な金融機関は「中国銀行」または「ゆうちょ銀行」です。

○振替日:中国銀行、ゆうちょ銀行ともに 毎月20日(休日の場合は翌営業日)

- ・請求金額は利用明細と合わせ、利用月の翌月10日以降に請求書にてお知らせします。
- ・領収書は利用料金の支払いを確認後、所定の方法により交付します。

(6)支払いの注意点

- ・振替日に引き落としができなかった場合は、翌月分と合算で振替させていただきます。
- ・利用者の都合により振替ができない場合は、指定口座にお振込みまたは、事業所の事務受付窓口でのお支払いをお願いいたします。
- ・お振り込みの際、送金手数料は利用者のご負担となります。
- ・介護保険の給付範囲をこえた部分のサービスについては、負担割合10割となります。
- ・利用料金、利用者負担額(介護保険を適用する場合)およびその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から30日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。利用者が支払い不能と判断した場合は、ご家族・保証人にその費用をお支払いいただきます。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 織田 道広
- (2)従業者に対して虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3)虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を実施します。
- (4)事業者は、訪問リハビリテーションの提供に当たり、従業者または擁護者により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかに市町村へ通報します。
- (5)その他、マニュアル等により虐待防止のための必要な措置を講じます。

7. 感染症の予防及びまん延防止について

事業者は、利用者の感染症予防及びまん延防止のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1)従業者に対して感染症予防及びまん延防止のための委員会を実施します。
- (2)従業者に対する感染症予防及びまん延防止のための研修および訓練を実施します。
- (3)感染症予防及びまん延防止のためのマニュアル等により必要な措置を講じます。

8. 成年後見制度の利用について

事業者は、適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係、機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに臨時的応急手当を行い、施設医師、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等

に連絡を行います。また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
 事故防止のための事故防止委員会の開催及び職員への研修を定期的に行います。
 なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償損害・費用損害

10. 身分証携行義務

サービス提供担当者等は常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から身分証の提示を求められた時は、いつでも提示します。

11. 心身の状況の把握

指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12. 居宅介護支援事業所等との連携

訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

13. サービス提供の記録と閲覧

- (1) サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。
 また、その記録は契約の終了後も5年間保管します。
- (2) 利用者や家族等は、事業所に対して記録閲覧等を求めることができます。
- (3) 事業者は、利用者が第1項の記録閲覧等を求めたとき、原則として必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- (4) 事業者は家族等が第1項の記録閲覧等を求めたときは、記録閲覧等を必要とする事情を確認。事業者が必要と認める場合に限り、原則として必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者が家族等の記録閲覧等に反対する意思を示した場合。その他、利用者の利益に反する可能性ありと事業者が判断した場合、記録閲覧等に応じないことがあります。

14. 業務継続計画

(1) 感染症に係る業務継続計画

- a. 平常時の備え
 事業所内に委員会を設置。マスクや手袋等の着用。消毒剤やマスク・手袋等の消耗品や備品の備蓄等の実施。
- b. 初動対応
 事業所内の関連委員会で策定したマニュアルに従い対応します。
- c. 感染拡大防止体制
 ・必要に応じた保健所等と連携します。
 ・感染者等と濃厚に接触した場合、業務内容の制限を設定します。
 ・提供するサービスに影響が考えられる場合、利用者や家族等に連絡を行い、現状説明・対応提案し、対応に同意を得るようにします。

(2) 災害に係る業務継続計画

- a. 平常時の備え
 事業所内に委員会の設置。定期的な設備点検。電気・水道等ライフラインが停止した場合に備えた必要品の備蓄等の実施。
- b. 緊急時の対応
 事業所内の関連委員会で策定したマニュアルに従い対応します。
- c. 他施設および地域との連携
 事業所内の関連委員会で策定したマニュアルに従い対応します。

14. 衛生管理等

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めます。

15. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者およびその家族等に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について、下記を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
 - 「個人情報の保護に関する法律」
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」
 - 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
- ② 事業者および従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者およびその家族等の秘密を保持させるため、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族等の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族等の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの、その他の電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて、その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際し、記録閲覧等の実費が発生した場合、利用者の負担となります)

(3) 個人情報の利用目的について

- ① 利用者へのサービスの提供に必要な利用目的
 - ・介護保険事務、会計、経理、事故等の報告。
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上に使用。
- ② 他の事業者への情報提供を伴う利用目的
 - ・利用者に関連する居宅介護支援事業所等やその他の居宅サービス事業者、医療機関等との連携や照会、情報共有。
 - ・家族等への心身の状況の説明。
 - ・利用者の急変時対応。
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払期間からの照会への回答。
 - ・外部監査機関への情報提供。

16. 相談窓口について

より良いサービスの提供のため、サービス上の要望や苦情等、お気づきの点がありましたら遠慮なくご連絡ください。

- ① 要望、苦情等の受付は、面接、電話、書面等により相談担当者が受け付けます。
- ② 受け付けた要望、苦情等は苦情解決責任者と第三者委員に報告します。
- ③ 苦情解決責任者は、苦情等申出人と誠意をもって話し合いを行い解決に努めます。その際、苦情等申出人は第三者委員の助言や立合いを求めることができます。なお、第三者委員の立合いによる話し合いは次により行います。
 - (i) 第三者委員による苦情内容の確認
 - (ii) 第三者委員による解決案の調整、助言
 - (iii) 話し合いの結果や改善事項の確認
- ④ 本事業所で解決できない要望、苦情等は下記の区市町村等の窓口「運営適正化委員会」に申し立てることができます。

ご相談、苦情等に関する窓口一覧

事業所の相談窓口	担当者 津川 英之 086-275-8008
----------	---------------------------

苦情解決責任者 (訪問リハビリテーション管理者)	管理者 織田 道広 086-275-8008
岡山市保健福祉局事業者指導課 訪問居宅事業者係	086-212-1012
岡山市保健福祉局介護保険課	086-803-1240
岡山県社会福祉協議会	086-226-9400
国民健康保険団体連合会	086-223-8811
第三者委員	春川 千恵子(恵風会 評議員) 086-222-0592 佐藤 淑郎(会社役員) 086-485-0501

15. 担当職員の変更

- (1) 利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、下記の相談担当者までご相談ください。

相談担当者	津川 英之
電話	086-275-8008
FAX	086-275-0880

※担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もあります。予めご了承ください。

- (2) 担当職員の配属変更や退職など、やむを得ない理由で事業者から利用者へ担当の変更をお願いすることがあります。担当変更をする場合は、時間的余裕を持って事前に利用者や家族等に相談を行います。

16. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供前に下記の書類の確認をします。
・介護保険被保険者証(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等)
※被保険者の住所等に変更があった場合、速やかに事業者へお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて速やかにその申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師および理学療法士等は、医師の診療・指示に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況およびその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービスの提供を行う従業員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

この「重要事項説明書」は、「岡山市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第85号）」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」の規定に基づき、指定訪問リハビリテーションサービス提供契約締結・「岡山市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第90号）」に定める「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」の規定に基づき、指定訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

（附則）

<契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書>

初版作成：令和4年6月1日施行。（訪問リハビリ事業開始）

一部改正：令和6年6月1日施行。（報酬改定に伴う見直し改正）

<別紙1>

介護老人保健施設恵風苑 訪問リハビリテーション利用料金 -1-

①サービス項目と利用料金の概算

	基本 単位	1割 負担	2割 負担	3割 負担
□ 訪問リハビリテーション (20分につき)	308	313円/回	626円/回	940円/回
□ 介護予防訪問リハビリテーション(20分につき)	298	303円/回	606円/回	909円/回

□	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	6円/回	12円/回	18円/回
□	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	3円/回	6円/回	9円/回
□	短期集中リハビリテーション実施加算(予防含む) 退院(所)日または新たに要介護認定を受けた日(効力が生じた日)から起算して3ヶ月以内に、週2日以上1日当たり20分以上のサービスを週12回まで提供した場合	200	203円/日	407円/日	610円/日
□	退院時共同指導加算 退院前カンファレンスに参加・指導を行う。 初回訪問時、当該退院につき1回限り加算。	600	610円	1220円	1831円

リハビリテーションマネジメント加算(状況に応じて選択)					
□	サービス提供体制強化加算(イ) ・リハビリテーション会議の開催 ・セラピストによるリハビリ計画の説明・同意	180	183円/月	366円/月	549円/月
□	サービス提供体制強化加算(ロ) ・サービス提供体制強化加算(イ)の要件 ・厚生労働省への情報の提出	213	217円/月	433円/月	650円/月
□	医師が説明を実施した場合、上記に追加	270	275円/月	549円/月	824円/月

※国で定められた岡山市地域区分7等級(10.17円)で計算。小数点以下が発生するため概算です。
事業所でサービスの提供が可能な項目について提示しています。

○次ページ:減算について記載。

<別紙1>

介護老人保健施設恵風苑 訪問リハビリテーション利用料金 -2-

	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担	
減算関連					
□	当事業所の医師が診療を行っていない場合 入院中、リハビリテーションを受けていた者は、入院後1か月に限り減算を適用しない。	-50	-51円/回	-102円/回	-153円/回
□	利用開始日の属する月から起算して12か月を超えて利用する場合(介護予防のみ) ただし、3ヶ月に1回以上、リハビリテーション会議を実施。情報共有と記録作成を行い、利用者の変化に応じて計画を見直すこと。厚生労働省への情報の提出した場合、減算を行わない。	-30	-31円/回	-61円/回	-92円/回

※国で定められた岡山市地域区分7等級(10.17円)で計算。小数点以下が発生するため概算です。

②交通費(通常、営業区域内の交通費は利用料金に含まれます)

営業区域	岡山市(旧瀬戸町、旧御津町、旧建部町、旧灘崎町を除く。)
------	------------------------------

<別紙2>

個人情報使用同意書

社会福祉法人恵風会は、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、下記のとおり必要最低限の範囲で使用します。

記

1. 個人情報の利用目的

- (1) 訪問リハビリテーションのサービス提供。
- (2) 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議。
- (3) 介護支援専門員と介護サービス事業所等の連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整。
- (4) サービス提供困難時及び契約終了時の事業者間の連絡、紹介等。
- (5) 入院など医療機関を受診するときに、当該医療機関に対して個人情報を使用する場合。
- (6) 事業所などにおいて行われる従業者への教育、事例研究。
- (7) 介護保険事務に関する情報提供。
- (8) 損害賠償保険などに係る損害保険会社等への相談・届出等。
- (9) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡などの場合

2. 使用するにあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は1に記載する目的の範囲で必要最小限とし、情報提供の際には、関係者以外に決して漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
また、利用者とのサービス利用に関する契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容などについて記載しておくこと。

3. 個人情報の内容

氏名、住所、利用者の心身の状況やその置かれている環境、支援を行う上での課題、健康状態、病歴、家族状況等。

4. 静止画や動画の撮影、使用について

- 上記1の使用目的の範囲内に関する使用について同意します。
- 上記1の(7) 研究発表、広報誌、ホームページ、施設内掲示での使用に関して、同意しません。
- 静止画、動画の使用については同意しません。

以上

	住所 : 岡山市中区今谷770-1
	電話 : 086-277-2706
	理事長 : 宮本 宣義 印

事業所	名称 : 介護老人保健施設 恵風苑 訪問リハビリテーション
	住所 : 岡山市中区今在家304-6
	電話 : 086-275-8008

説明者	印
-----	---